

刑事施設関連業務

民間事業者からのヒアリング結果（概要）

1 業務の範囲

- (1) 事業構想に盛り込まれた業務の外に対象とすべき業務について
就労支援、福祉関係機関への連絡調整等の保護関係業務や、医療事務支援業務を対象とすべきとの意見があった
- (2) 対象とすべきでない業務について
民間職員の身体的危険、受刑者による籠絡の可能性のある業務は対象とすべきではないとの意見や、作業の受注業務は、経済状況の影響を受けやすいこと等の問題があり、検討が必要との意見があった
- (3) 業務の実施に当たり、受刑者と接触する可能性があることについて
接触に伴うトラブルの懸念があるため、接触を最小限にし、刑務官の立会等により民間職員の安全が確保されるような業務設定とすべきとの意見があった

2 入札等の実施予定時期

(1) 事前準備期間

入札公告から入札まで
業務・リスク分析、他社との調整等のため、3～6か月程度は必要との意見があった

落札後、業務開始まで

< 警備 >

警備機器の導入については6か月程度で十分であるが、女子の警備職員の確保については、6か月程度では困難との意見があった

< 教育・職業訓練 >

3～6か月程度必要との意見や、複数施設を一括で受託する場合は9か月～1年程度必要との意見があった

< 収容関連サービス >

2～3か月程度必要との意見がある一方、施設改修を含む場合は6か月では短いとの意見があった

< 作業・総務等 >

3～6か月程度必要との意見があった

(2) 業務を段階的に開始すること

定型的業務を前倒しで実施することは可能であるが、モニタリング内容が定まっていることが条件との意見があった

3 入札単位

(1) 総務・警備業務を一括して実施することについて

相互関連する業務の兼務により効率化が可能との意見があった

(2) 作業・職業訓練・教育・分類業務を一括して実施することについて

業務が一体不可分であり、一括実施が望ましいとの意見がある一方で、作業・職業訓練・収容関連サービスと、教育・分類は分けるべきとの意見があった

(3) 複数施設の業務を一括して実施することについて

スケールメリット、オペレーションの効率化、専門化・高度化した業務ノウハウの共有、リスク分散、施設間の切磋琢磨等を期待できるとの意見がある一方で、各施設の所在地ごとに拠点が必要となるとの意見や、業務開始時期をずらす等の配慮が必要であるとの意見があった

4 対象施設

(1) 男子施設と女子施設の業務を一括して実施することについて

女子施設が対象となることで、より広い分野の作業の開拓が可能となるとの意見がある一方で、女子施設は多様な者が収容されており、男子施設の教育プログラム等を活用できず、スケールメリットを期待しにくいとの意見や、女子施設については、特に女子の警備職員の確保が難しいとの意見、職員の性別を指定すべきでないとの意見があった

(2) 施設の規模について

収容人員500名規模の施設が下限との意見があった

(3) 施設の所在地について

問題ないとの意見がある一方で、施設間の距離（移動時間）があるため、職員の確保等の観点から、効率化を図ることが難しいとの意見があった

(4) 既存施設の業務を受託する上で必要と考える設備・機器について

以下の設備・機器が必要との意見があった

< 警備 >

効率化を図る警備機器

例えば、電気錠、出入管理システム、無線・PHS、監視カメラ、セルコール 等

< 教育・職業訓練 >

教室・実習室、パソコン教室、AV機器 等

< 収容関連サービス >

新調理システム、洗濯機・仕上げ機 等

< 共通 >

民間職員の執務室・休憩室、インターネット 等

5 契約期間

7年間とすることについて

警備機器、調理機器等の償却期間に照らすと妥当であるとの意見、職員の確保・育成の観点からは、より長期を希望するとの意見、10年以上の長期契約となると事業リスクが大きくなるとの意見があった

6 その他

(1) 委託費の支払について

インセンティブについて

以下の意見があった

- ・ 総務・警備及び収容関連サービスについては、「何もない」ことが当たり前であるため設定が難しいが、一定期間何もないことについて設定できないか
- ・ 教育・職業訓練については、資格取得率、就労支援率等について設定することが考えられる
- ・ 作業については、社会的ニーズの高い作業等は付加価値が高く、対価も高くなることから、作業の対価（国庫収入）と連動したインセンティブ設

定が考えられる

「実績払い」について

民間事業者がコントロールできない費用は実績払いを希望するとの意見があった

(2) 実施要項の策定に当たり配慮を要する事項等

開示すべき情報について

以下の情報を開示すべきとの意見があった

- ・ 施設の図面
- ・ 収容状況（受刑者の人数、年齢、罪状、刑期、障害の有無等）
- ・ 業務内容、業務の実施方法、業務量（変動の有無を含む）、配置人数、シフト
- ・ 事故事例、事故発生時の対応方法
- ・ 意思決定のプロセス
- ・ リスク分担、事業契約案、対価の支払方法
- ・ 先行事業であるPFI事業の運営状況等

等

女子職員の採用について

女子の警備職員について、PFI事業のような要件を設定されると確保が難しいとの意見があった

その他

以下の意見があった

- ・ 視察の機会が必要
- ・ 施設の改修が必要
- ・ 役割分担、費用分担の明確化が必要
- ・ 民間がビジネスとして取り組める程度の予算措置が必要
- ・ 受託経験がないので業務開始当初のペナルティについて考慮して欲しい
- ・ 落札者の決定方法については、価格競争に陥らず、サービスの質を維持・向上させるために、加算方式の採用を検討して欲しい
- ・ 官民が対等な立場で協議できる場が定期的・継続的に必要
- ・ 現場の国の職員の理解と協力がなくては円滑な実施は難しい
- ・ 黒羽刑務所については、現在PFI事業で参入している事業者には有利ではないか